

優先枠住宅について

抽選住宅の募集において、同一団地内に同一タイプ（２ＤＫ、３ＤＫ等間取りが同等のもの）住宅が複数戸ある場合は、以下のような優先入居を行います。

１ 優先枠住宅の申込みができる方

受付締切日において、次のいずれかの要件に該当する方が申込みできます。（優先枠対象者でない方が優先枠住宅に申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となります。）

（１） 高齢者世帯

入居申込者が６０歳以上の方で、かつ、同居者全員が６０歳以上又は１８歳未満の方である世帯

（２） 母子世帯・父子世帯

配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない方で、２０歳未満の扶養親族のある方

（３） 小学校就学前の子供がいる世帯

（４） 障害者

入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる世帯

（ア） 身体障害者手帳の１級から４級の交付を受けている方

（イ） 精神障害者保健福祉手帳の１級から３級の交付を受けている方

（ウ） 療育手帳がＡ又はＢの方（ただし、療育手帳Ｂの方は障害の程度が精神障害１級又は２級に相当する場合に限る）

（５） 戦傷病者

入居しようとする方の中に、戦傷病者手帳の特別項症から第６項症まで又は第１款症の交付を受けている方がおられる世帯

（６） 原子爆弾被爆者

入居しようとする方の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がおられる世帯

（７） 引揚者

入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がおられる世帯

（８） ハンセン病療養所入所者等

入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がおられる世帯

（９） 生活保護受給世帯

生活保護法に規定する被保護者世帯

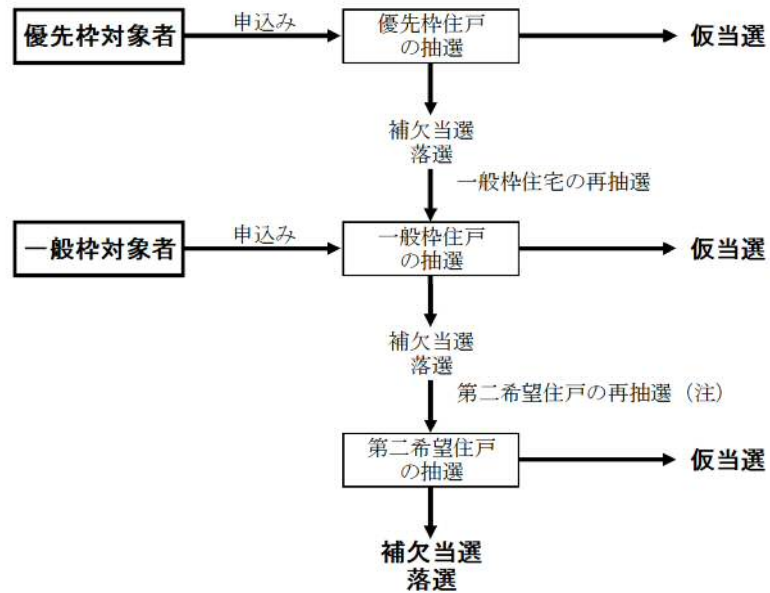
（１０） ＤＶ被害者

ＤＶ法に基づく接近禁止命令又は退去命令が出されて５年以内又は保護等を受けた後５年以内の方

2 抽選の流れ

募集住宅の抽選において、2回抽選を受けることができます。（優先枠対象者については、優先枠住宅の抽選に漏れた場合でも、一般枠住宅で1回、一般枠第二希望住宅でさらに1回の最大3回抽選を受けることができます。）

【抽選のイメージ】



(注)第二希望住戸の抽選については、当該住戸を第一希望とした申込者がいない場合のみ行います。